

行政制度調整方針

財政部会	地方税の取扱い
------	---------

調整項目	記載事項	調整方針
個人市町村民税	納税義務者 均等割 所得割 分離課税にかかる所得割 非課税の範囲 減免 納期 特別徴収	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 黒川村の納期とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
法人市町村民税	納税義務者 均等割 法人税割 減免	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 税率は中条町の例による。ただし、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
確定申告納税相談	確定申告納税相談	旧町村ごとに開設する。
市町村たばこ税	納税義務者 課税標準 税率 課税免除 徴収方法	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
入湯税	納税義務者 課税免除 税率 納期	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。 入湯する者1人1日につき、宿泊は150円、日帰りは100円とする。ただし、条例の定める施設に入湯する者は、1人1日50円とする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
鉱産税	納税義務者 課税標準 税率 納期	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

調整項目	記載事項	調整方針
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会	委員の定数は3人とする。 任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
固定資産税	納税義務者 課税標準 税率 免税点 課税免除 減免 納期 過誤納金	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
軽自動車税	納税義務者 課税免除 非課税 税率 賦課期日 納期 減免	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。
特別土地保有税	納税義務者 課税標準 税率 免税点 納税免除 徴収猶予 審議会 賦課 減免 納期 過誤納金	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 新市が都市計画区域を有することから、5,000㎡とする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。 両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
督促手数料	督促手数料	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	1	市町村民税
分科会	4	民税分科会	調整項目	1	個人市町村民税

中条町担当	財政課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
1 納税義務者	(1) 町内に住所を有する個人 均等割及び所得割 (2) 町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者 均等割 ・地方税法第294条 ・中条町税条例第12条	(1) 村内に住所を有する個人 均等割及び所得割 (2) 1月1日現在、村内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で村内に住所を有しない者 均等割 ・地方税法第294条 ・黒川村税条例第12条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
2 均等割	税率 2,000円/年 ・地方税法第295条 ・中条町税条例第19条	税率 2,000円/年 ・地方税法第295条 ・黒川村税条例第19条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
3 所得割	税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>税率(標準税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円超700万円未満</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> ・地方税法第314条の3 附則第40条 ・中条町税条例第22条の3 附則第18条の4	課税所得の段階	税率(標準税率)	200万円以下	3%	200万円超700万円未満	8%	700万円超	10%	税率 <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税所得の段階</th> <th>税率(標準税率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200万円以下</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>200万円超700万円未満</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>700万円超</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> ・地方税法第314条の3 附則第40条 ・黒川村税条例第22条の3 附則第18条の4	課税所得の段階	税率(標準税率)	200万円以下	3%	200万円超700万円未満	8%	700万円超	10%	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
課税所得の段階	税率(標準税率)																			
200万円以下	3%																			
200万円超700万円未満	8%																			
700万円超	10%																			
課税所得の段階	税率(標準税率)																			
200万円以下	3%																			
200万円超700万円未満	8%																			
700万円超	10%																			

現 況		調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町			黒 川 村															
4 分離課税にか かる所得割	<p>税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 税 所 得 の 段 階</th> <th>税 率 (標 準 税 率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 0 0 万円以下</td> <td>3 %</td> </tr> <tr> <td>2 0 0 万円超 7 0 0 万円未満</td> <td>8 %</td> </tr> <tr> <td>7 0 0 万円超</td> <td>1 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第328条の3 附則第40条 ・中条町税条例第40条の4 附則第18条の4 	課 税 所 得 の 段 階	税 率 (標 準 税 率)	2 0 0 万円以下	3 %	2 0 0 万円超 7 0 0 万円未満	8 %	7 0 0 万円超	1 0 %	<p>税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課 税 所 得 の 段 階</th> <th>税 率 (標 準 税 率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 0 0 万円以下</td> <td>3 %</td> </tr> <tr> <td>2 0 0 万円超 7 0 0 万円未満</td> <td>8 %</td> </tr> <tr> <td>7 0 0 万円超</td> <td>1 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第328条の3 附則第40条 ・黒川村税条例第40条の4 附則第18条の4 	課 税 所 得 の 段 階	税 率 (標 準 税 率)	2 0 0 万円以下	3 %	2 0 0 万円超 7 0 0 万円未満	8 %	7 0 0 万円超	1 0 %	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
課 税 所 得 の 段 階	税 率 (標 準 税 率)																		
2 0 0 万円以下	3 %																		
2 0 0 万円超 7 0 0 万円未満	8 %																		
7 0 0 万円超	1 0 %																		
課 税 所 得 の 段 階	税 率 (標 準 税 率)																		
2 0 0 万円以下	3 %																		
2 0 0 万円超 7 0 0 万円未満	8 %																		
7 0 0 万円超	1 0 %																		
5 非課税の範囲	<p>(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>(3) 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万2千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>均等割非課税基準 28万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1) +加算額(19万2千円)</p> <p>(4) 町内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で町内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第295条 附則第3条の3 ・中条町税条例第13条 附則第4条の3 <p>所得割非課税基準 35万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1) +加算額(36万円) ・地方税法施行令第47条の3</p>	<p>(1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 障害者、未成年者、老年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p> <p>(3) 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に19万2千円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>均等割非課税基準 28万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1) +加算額(19万2千円)</p> <p>(4) 村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で村内に住所を有するものに対しては、均等割を課さない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法第295条 附則第3条の3 ・黒川村税条例第13条 附則第4条の3 <p>所得割非課税基準 35万円×(控除対象配偶者+扶養親族+1) +加算額(36万円) ・地方税法施行令第47条の3</p>	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																

		現 況		調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																			
6 減免	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 ・中条町税条例第39条	(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (3) 学生及び生徒 ・黒川村税条例第39条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
7 納期	普通徴収 第1期 6月16日から同月30日まで 第2期 8月16日から同月31日まで 第3期 10月16日から同月31日まで 第4期 12月16日から同月25日まで ・地方税法第320条 ・中条町税条例第29条	普通徴収 第1期 6月16日から同月30日まで 第2期 8月16日から同月31日まで 第3期 10月16日から同月31日まで 第4期 12月11日から同月25日まで ・地方税法第320条 ・黒川村税条例第29条		黒川村の納期とする。ただし、合併年度は現行のとおりとする。																	
8 特別徴収	特別徴収税額の納入の義務等 特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を法施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。 ・地方税法第321条の5 ・中条町税条例第35条 個人の町民税の特別徴収 ・中条町税条例第33条 特別徴収義務者の指定等 ・地方税法321条の4 ・地方税法施行規則第2条 ・中条町税条例第34条 ・中条町税条例施行規則第16条 特別徴収税額の納期の特例 ・地方税法321条の5の2 ・中条町税条例第35条の2 納期の特例に関する承認の申請 ・中条町税条例第35条の3	特別徴収義務者の納入義務 特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を法施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。 ・地方税法第321条の5 ・黒川村税条例第35条 個人の村民税の特別徴収 ・黒川村税条例33条 特別徴収義務者の指定等 ・地方税法321条の4 ・地方税法施行規則第2条 ・黒川村税条例第34条 ・村税に関する文書の様式を定める規則第1条 特別徴収税額の納期の特例 ・地方税法321条の5の2 ・黒川村税条例第35条の2 納期の特例に関する承認の申請 ・黒川村税条例第35条の3		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
				財政への影響額 単位：千円																	
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>723,533,</td> <td>723,533</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>148,055</td> <td>148,055</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>871,588</td> <td>871,588</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	723,533,	723,533	0	黒川村	148,055	148,055	0	計	871,588	871,588	0	
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																		
中条町	723,533,	723,533	0																		
黒川村	148,055	148,055	0																		
計	871,588	871,588	0																		
関係法令等	別紙のとおり			備考 平成15年度当初予算ベース																	

別紙

関係法令等

税率

地方税法（昭和25年・法律第226号）

（個人の均等割の税率）

第310条 第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次に掲げる市町村においてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。

市町村	税率
(1)人口50万以上の市	年額 3,000円
(2)人口5万以上50万未満の市	年額 2,500円
(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村	年額 2,000円

2 前項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における関係市町村の人口は、政令で定めるところによって計算したものによる。

地方税法施行令（昭和25年・政令第245号）

（市町村の廃置分合等の場合における関係市町村の人口）

第48条 市町村の廃置分合若しくは境界変更があった場合、所属未定地を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合における法第310条第1項の規定の適用については、関係市町村の人口は、地方自治法施行令第177条第1項の規定によって都道府県知事が告示したところによる。

地方自治法施行令（昭和22年・政令第16号）

（法による人口の調査期日後に区域変更等があった場合の人口の算定）

第177条 地方自治法第254条の公示の人口の調査期日以後において、市町村の廃置分合若しくは境界変更があった場合、従来地方公共団体の区域に属しなかった地域を市町村の区域に編入した場合又は市町村の境界が確定した場合においては、当該区域に現住者がいない場合を除く外、関係市町村の人口は、下の区分により都道府県知事の告示した人口による。

一 数市町村の全部の区域を以て一市町村を設置した場合又は一市町村若しくは数市町村の全部の区域を他の市町村の区域に編入した場合においては、関係市町村の官報で公告された最近の国勢調査若しくはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口を集計したもの

（第2号～第4号省略、第2項省略）

非課税基準

地方税法（昭和25年・法律第226号）

（個人の市町村民税の非課税の範囲）

第295条（第1項～2項省略）

3 市町村は、この法律の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

地方自治法施行令（昭和22年・政令第16号）

第47条の3 法第295条第3項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 市町村の条例で定める金額は、法第295条第3項に規定する法の施行地に住所を有する者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を当該条例で基本額として定める一定金額に乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に当該条例で加算額として定める一定金額を加算した金額）とするものとする。

二 前号の基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において、35万円に、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の12月31日における地域の級地区分とする。）ごとに、総務省令で定める世帯につき前年において同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助に要した費用として算定される金額を勘案して総務省令で定める率で、当該市町村が同日において該当した当該地域の級地区分に係るものに乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

三 第1号の加算額として定める一定金額は、19万円を超えない範囲において、19万円に、前号に規定する総務省令で定める率で当該市町村が前年の12月31日において該当した同号に規定する地域の級地区分に係るものを乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

生活保護法（昭和25年・法律第144号）

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。
（第2項省略）

生活保護法による保護の基準（昭和38年・厚生省告示第158号）

生活保護法第8条第1項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準（昭和32年4月厚生省告示第95号）は、廃止する。

生活保護法による保護の基準（第1号～第3号省略）

三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

地方自治法施行規則（昭和29年・総理府令第23号）

第9条の2（第1項省略）

2 政令第47条の3第2号に規定する総務省令で定める率は、次の各号に掲げる生活保護法第8条第1項の規程により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分（前年の12月31日における地域の級地区分とする。）に応じ、当該各号に定める率とする。

一 1級地 1.0

二 2級地 0.9

三 3級地 0.8

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	1	市町村民税
分科会	4	民税分科会	調整項目	2	法人市町村民税

中条町担当	税務課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
1 納税義務者	(1) 町内に事務所または事業所を有する法人 ・均等割額及び法人税割額の合算額 (2) 町内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの及び町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの ・均等割額 ・地方税法294条 ・中条町税条例第12条	(1) 村内に事務所又は事業所を有する法人 ・均等割額及び法人税割額の合算額 (2) 1月1日現在、村内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で村内に事務所又は事業所を有しないもの及び村内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの ・均等割額 ・地方税法第294条 ・黒川村税条例第12条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
2 均等割	標準税率 ・地方税法第312条 ・中条町税条例第19条	標準税率 ・地方税法第312条 ・黒川村税条例第19条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
3 法人税割	税率 14.7% (制限税率) ・地方税法第314条の6 ・中条町税条例第22条の5	税率 13.2% ・地方税法第314条の6 ・黒川村税条例第22条の6	税率は中条町の例による。ただし、合併年度及びこれに続く5年度は不均一課税とする。	参考資料1参照																
4 減免	民法第34条の公益法人 ・地方税法第323条 ・中条町税条例第39条	民法第34条の公益法人 ・黒川村税条例第39条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
			財政への影響額 単位：千円																	
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">予算額</td> <td style="text-align: center;">調整後見込額</td> <td style="text-align: center;">影響額(増減)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中条町</td> <td style="text-align: center;">256,200</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">黒川村</td> <td style="text-align: center;">30,968</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">287,168</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	256,200			黒川村	30,968			計	287,168			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町	256,200																			
黒川村	30,968																			
計	287,168																			
関係法令等	地方税法(昭和25年・法律第226号) (法人税割の税率) 第314条の6 法人税割の標準税率は、100分の12.3とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、100分の14.7を超えることができない。 (第2項省略)			備考 平成15年度当初予算ベース																

参考資料 1

法人市町村民税（法人税割） 税額試算表（平成15年度当初予算ベースで算出）

1 税率を13.2%（黒川村の税率）とした場合

（単位：千円）

	税率	税額	H15年度当初予算比
中条町	13.2%	162,530	18,470

2 税率を14.7%（中条町の税率）とした場合

（単位：千円）

	税率	税額	H15年度当初予算比
黒川村	14.7%	23,729	2,422

中条町・黒川村の状況

	法人総数	うち法人税割納税者	平成15年度当初予算額（法人税割）	平成15年度課税標準額	税率
中条町	566	263	181,000千円	1,231,293千円	14.7%
黒川村	90	40	21,307千円	161,421千円	13.2%

参考 先進地事例：法人市町村民税の法人税割の取扱い

協議会名	関係市町村	合併方式	現況	調整内容
村上市岩船郡6市町村	村上市・荒川町・神林村・朝日村・山北町・粟島浦村	新設	(村上市・神林村...14.7%)、(荒川町・朝日村・山北町・粟島浦村...12.3%)	標準税率(12.3%)に統一する。
北蒲原郡南部郷	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	新設	(水原町...14.7%)、(安田町・京ヶ瀬村・笹神村...12.3%)	税率については、100分の12.3とする。
三島郡3か町村	与板町・和島村・出雲崎町	新設	(与板町・和島村...14.7%)、(出雲崎町...13.5%)	税率については14.7%とする。ただし、出雲崎町については新町において5年間の不均一課税として設ける。
北魚沼6か町村	堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村	新設	(堀之内町...14.7%)、(小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村...12.3%)	標準税率を採用する。
六日町・大和町	六日町・大和町	新設	(六日町...13.9%)、(大和町...13.5%)	税率については、均等割は現行どおりとし、大和町の法人税割は合併後3年間で六日町の税率へ段階的に調整する。
新井市・妙高高原町・妙高村	新井市・妙高高原町・妙高村	編入	(妙高高原町・妙高村...14.7%)、(新井市...13.7%と14.7%)	税率については、100分の14.7とする。
糸魚川市・能生町・青海町	糸魚川市・能生町・青海町	新設	(糸魚川市...14.7%)、(能生町...14.5%)、(青海町...12.3%)	糸魚川市の例による。ただし、法律の定めるところにより5年間は現行のまま不均一課税とする。
佐渡市町村	両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊町	新設	(両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町...14.7%)、(小木町・羽茂町・赤泊町...14.2%)	制限税率(100分の14.7)に統一する。
十日町広域圏	十日町市・川西町・中里村・松代町・松之山町	新設	(十日町市...14.7%)、(中里村...13.5%)、(川西町...13.2%)、(松代町・松之山町...12.3%)	税率を14.7%(制限税率)とする。ただし、合併年度の翌年度から5年間は不均一課税とし、段階的(14.7%を下回る町村においては3年間は据え置き、4年目に13.5%、6年目に14.7%)に負担調整する。

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	2	納税相談
分科会	4	民税分科会	調整項目	1	確定申告納税相談

中条町担当	税務課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現 況			調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町	黒 川 村																		
1 確定申告納税相談	<p>開催期間 2月16日から3月15日まで</p> <p>会場 中条町役場 大会議室</p> <p>・所得税法第120条</p>	<p>開催期間 2月16日から3月15日まで</p> <p>会場 黒川村民ホール 他産業研修室</p> <p>・所得税法第120条</p>	旧町村ごとに開設する。																	
			<p>財政への影響額 単位：千円</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町				黒川村				計			
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																	
中条町																				
黒川村																				
計																				
関係法令等				備考 平成15年度当初予算ベース																

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	3	市町村たばこ税
分科会	4	民税分科会	調整項目	1	市町村たばこ税

中条町担当	税務課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考															
記載事項	中条町	黒川村																	
1 納税義務者	製造たばこの製造業者、特定販売業者又は卸売業者 ・地方税法第465条 ・中条町税条例第81条	製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売業者 ・地方税法第465条 ・黒川村税条例第81条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
2 課税標準	売渡し等に係る製造たばこの本数 ・地方税法第467条 ・中条町税条例第83条	売渡し等に係る製造たばこの本数 ・地方税法第467条 ・黒川村税条例第83条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
3 税率	紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円 ・地方税法第468条 ・地方税法附則第30条の2 ・中条町税条例第84条 ・附則第15条の2	紙巻たばこ 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円 ・地方税法第468条 ・地方税法附則第30条の2 ・黒川村税条例84条 ・附則第15条の2	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
4 課税免除	1 輸出業者に対する製造たばこの売渡し 2 外国を往来する船舶及び航空機へ機用品として、積込むための製造たばこの売渡し 3 品質が悪化する等販売に適しない製造たばこの廃棄 4 小売店からやむを得ない理由等で返品された製造たばこ ・地方税法第469条及び第477条 ・中条町税条例第85条	1 輸出業者に対する製造たばこの売渡し 2 外国を往来する船舶及び航空機へ機用品として、積込むための製造たばこの売渡し 3 品質が悪化する等販売に適しない製造たばこの廃棄 4 小売店からやむを得ない理由等で返品された製造たばこ ・地方税法第469条及び第477条 ・黒川村税条例第85条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
5 徴収方法	当月の販売分を翌月末日までに申告納付する。 ・地方税法第472条及び第473条 ・中条町税条例第86条及び87条	当月の販売分を翌月末日までに申告納付する。 ・地方税法第472条及び第473条 ・黒川村税条例第86条及び87条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
関係法令等	地方税法（昭和25年・法律第226号）附則 （市町村たばこ税の税率の特例） 第30条の2 平成15年7月1日以後に第465号第1項の売り渡し又は同条第2項の売り渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこに係る市町村たばこ税の税率は、第468条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき2,977円とする。 2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止のときにおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る市町村たばこ税の税率は、当分の間、1,000本につき1,412円とする。		財政への影響額 単位：千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>155,035</td> <td>155,035</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>38,292</td> <td>38,292</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>193,327</td> <td>193,327</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	155,035	155,035	0	黒川村	38,292	38,292	0	計	193,327	193,327	0
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																
中条町	155,035	155,035	0																
黒川村	38,292	38,292	0																
計	193,327	193,327	0																

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	4	入湯税
分科会	4	民税分科会	調整項目	1	入湯税

中条町担当	税務課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 ・地方税法第701条 ・中条町入湯税条例第2条	鉱泉浴場における入湯客 ・地方税法第701条 ・黒川村入湯税条例第2条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
2 課税免除	中条町税条例に定める施設を使用する者で次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。 (1)年齢が12歳未満の者及び65歳以上の者 (2)学校教育の一環として実施する行事等に参加する者 ・中条町入湯税条例第3条	次に掲げる者に対しては入湯税を課さない。 (1)年齢6歳に満たない幼児、修学旅行の小学校児童及び中学校生徒 (2)共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3)病気療養のための入湯であって、10日以上引続き入湯する場合における11日目以後の入湯 (4)黒川村老人クラブ事業として行なう入湯 (5)クアハウスたいないにおける入湯 ・黒川村入湯税条例第3条 ・黒川村入湯税条例施行規則第2条	両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。																	
3 税率	入湯する者1人1日150円とする。但し、中条町入湯税条例の定める施設に入湯する者は1人1日50円とする。 ・地方税法第701条の2 ・中条町入湯税条例第4条	入湯する者1人1日につき、宿泊を伴う者150円、日帰りの者100円。 ・地方税法第701条の2 ・黒川村入湯税条例第4条	入湯する者1人1日につき、宿泊は150円、日帰りは100円とする。ただし、条例の定める施設に入湯する者は、1人1日50円とする。	参考資料2参照																
4 納期	当月分の入湯税を翌月の15日まで申告納付する。 ・中条町入湯税条例第6条第3項	当月分の入湯税を翌月の15日まで申告納付する。 ・黒川村入湯税条例第5条第3項	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
関係法令等	地方税法（昭和25年・法律第226号） （入湯税） 第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。 （入湯税の税率） 第701条の2 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、150円を標準とするものとする。		財政への影響額 単位：千円																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>6,374</td> <td>5,634</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>7,550</td> <td>7,173</td> <td>377</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>13,924</td> <td>12,807</td> <td>1,117</td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	6,374	5,634	740	黒川村	7,550	7,173	377	計	13,924	12,807	1,117	
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																	
中条町	6,374	5,634	740																	
黒川村	7,550	7,173	377																	
計	13,924	12,807	1,117																	
			備考 平成15年度当初予算ベース																	

参考資料 2

入湯税率調整案（平成 15 年度当初予算ベースで算出）

中条町

・現行税率（150 円 50 円）

14,800 人 × 150 円 = 2,220,000 円

83,080 人 × 50 円 = 4,154,000 円

合計 6,374,000 円

・調整案税率（日帰り 100 円 50 円）

14,800 人 × 100 円 = 1,480,000 円

83,080 人 × 50 円 = 4,154,000 円

合計 5,634,000 円

黒川村

・課税免除で年齢 6 歳に満たない幼児を年齢 1 2 歳未満とした場合

年間の入浴客数のうち小学生のしめる割合は全体の 5 %

7,550,000 円 × 5% = 377,500 円（377,500 円の減収）

参考 先進地事例：入湯税（税率）の取扱い

協議会名	関係市町村	合併方式	調整内容
村上市岩船郡 6 市町村	村上市・荒川町・神林村・朝日村・山北町・粟島浦村	新設	税率は、入湯する者 1 人につき 1 泊 150 円、日帰り 100 円とする。
北蒲原郡南部郷	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	新設	税率については、入湯客 1 人について、日帰り施設 100 円、宿泊施設 150 円とする。
三島郡 3 か町村	与板町・和島村・出雲崎町	新設	税率については、鉱泉浴場における入湯者 1 人について、1 日 150 円とする。
北魚沼 6 か町村	堀之内町・小出町・湯之谷村・広神村・守門村・入広瀬村	新設	入湯税は、税率を 1 泊 150 円、日帰り 100 円とする。
六日町・大和町	六日町・大和町	新設	税率については、六日町の例（入湯するもの 1 人 1 日について 120 円）により合併時に調整する。
新井市・妙高高原町・妙高村	新井市・妙高高原町・妙高村	編入	税率は、各市町村同じ（日帰り 50 円、宿泊 150 円）
糸魚川市・能生町・青海町	糸魚川市・能生町・青海町	新設	日帰りの税率が異なるため、100 円に統一する。（宿泊は、150 円）
佐渡市町村	両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊町	新設	税率は、1 人 1 日につき 150 円に統一する。
十日町広域圏	十日町市・川西町・中里村・松代町・松之山町	新設	入湯税率は宿泊しない者を 50 円、宿泊する者を 100 円とする。

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	5	鉱産税
分科会	4	民税分科会	調整項目	1	鉱産税

中条町担当	税務課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考																
記載事項	中条町	黒川村																		
1 納税義務者	鉱物の掘採の事業を行う鉱業者 ・ 地方税法第519条 ・ 中条町税条例第92条	鉱物の掘採の事業を行う鉱業者 ・ 地方税法第519条 ・ 黒川村税条例第92条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
2 課税標準	鉱物の価格 ・ 地方税法第519条 ・ 中条町税条例第92条	鉱物の価格 ・ 地方税法第519条 ・ 黒川村税条例第92条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
3 税率	1% ・ 地方税法第520条 ・ 中条町税条例第93条	1% ・ 地方税法第520条 ・ 黒川村税条例第93条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
4 納期	当月掘採した分を翌月の15日から同月末日までに申告納付する。 ・ 地方税法第521条 ・ 中条町税条例第94条	当月掘採した分を翌月の15日から同月末日までに申告納付する。 ・ 地方税法第521条 ・ 黒川村税条例第95条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																	
関係法令等	地方税法（昭和25年・法律第226号） （鉱産税の納税義務者等） 第519条 鉱産税は鉱物の掘採の事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事業所の作業場所在の市町村において、その鉱業者に課する。 （鉱産税の税率） 第520条 鉱産税の標準税率は、100分の1とする。ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において第522条に定める期間内に掘採された鉱物の価格が当該事業の作業場所在の市町村ごとに200万円以下である場合においては、当該期間に係る鉱産税の標準税率は、100分の0.7とする。 2 前項の標準税率をこえて課する場合においても、100分の1.2（前項ただし書きの場合にあっては、100分の0.9）をこえることができない。 （鉱産税の納期） 第521条 鉱産税の納期は、毎月10日から末日までの間において当該市町村の条例で定める。		財政への影響額 単位：千円																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>37,460</td> <td>37,460</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,461</td> <td>37,461</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	37,460	37,460	0	黒川村	1	1	0	計	37,461	37,461	0	
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																	
中条町	37,460	37,460	0																	
黒川村	1	1	0																	
計	37,461	37,461	0																	
			備考 平成15年度当初予算ベース																	

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	6	固定資産評価審査委員会
分科会	4	民税分科会	調整項目	1	固定資産評価審査委員会

中条町担当	税務課	町民税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況		調整方針	備考																									
記載事項	中条町	黒川村																										
1 固定資産評価審査委員会	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>固定資産評価審査委員会</td></tr> <tr><td>委員構成</td><td>3名</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>日額 5,700円</td></tr> <tr><td>根拠例規</td><td>・地方税法第423条～第436条 ・中条町税条例66条、第66条の2</td></tr> <tr><td>任期</td><td>3年 現職委員の任期 ・平成16年7月4日まで(1名) ・平成17年7月3日まで(2名)</td></tr> </table>	名称	固定資産評価審査委員会	委員構成	3名	報酬	日額 5,700円	根拠例規	・地方税法第423条～第436条 ・中条町税条例66条、第66条の2	任期	3年 現職委員の任期 ・平成16年7月4日まで(1名) ・平成17年7月3日まで(2名)	<table border="1"> <tr><td>名称</td><td>固定資産評価審査委員会</td></tr> <tr><td>委員構成</td><td>3名</td></tr> <tr><td>報酬</td><td>日額 5,900円</td></tr> <tr><td>根拠例規</td><td>・地方税法第423条～第436条 ・黒川村税条例66条、第66条の2</td></tr> <tr><td>任期</td><td>3年 現職委員の任期 ・平成16年9月30日まで(3名)</td></tr> </table>	名称	固定資産評価審査委員会	委員構成	3名	報酬	日額 5,900円	根拠例規	・地方税法第423条～第436条 ・黒川村税条例66条、第66条の2	任期	3年 現職委員の任期 ・平成16年9月30日まで(3名)	委員の定数は3人とし、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。	参考資料3参照				
名称	固定資産評価審査委員会																											
委員構成	3名																											
報酬	日額 5,700円																											
根拠例規	・地方税法第423条～第436条 ・中条町税条例66条、第66条の2																											
任期	3年 現職委員の任期 ・平成16年7月4日まで(1名) ・平成17年7月3日まで(2名)																											
名称	固定資産評価審査委員会																											
委員構成	3名																											
報酬	日額 5,900円																											
根拠例規	・地方税法第423条～第436条 ・黒川村税条例66条、第66条の2																											
任期	3年 現職委員の任期 ・平成16年9月30日まで(3名)																											
関係法令等	<p>地方税法(昭和25年法律226号) (固定資産評価審査委員会の設置、選任) 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。 3 固定資産評価審査委員会の委員は・・・(省略)・・・当該市町村の議会の同意を得て市町村長が選任する。 (4項以下省略)</p>		<table border="1"> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位:千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td>35</td> <td>35</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>20</td> <td>20</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>55</td> <td>55</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </table>	財政への影響額				単位:千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町	35	35	0		黒川村	20	20	0		計	55	55	0	
財政への影響額				単位:千円																								
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																									
中条町	35	35	0																									
黒川村	20	20	0																									
計	55	55	0																									
			備考 平成15年度当初予算ベース																									

参考資料 3

先進地事例：固定資産評価審査委員会の委員定数の取り扱い

協議会名	関係市町村	合併方式	調整内容
北蒲原郡南部郷	安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村	新設	委員の定数は3人とし、任期については法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。
三島郡3か町村	与板町・和島村・出雲崎町	新設	固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人とし、任期については法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。
六日町・大和町	六日町・大和町	新設	委員の定数は3人とし、任期については法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額及び同規模の自治体の例を基に調整する。
佐渡市町村	両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊町	新設	固定資産評価審査委員会の定数は10人以内とし、任期については法令の定めるところによる。 報酬の額は、現行の報酬額を基に調整する。

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	1	固定資産税	中条町担当	税務課	資産税係		
分科会	5	資産税分科会	調整項目	1	固定資産税	黒川村担当	企画財政課	税務係		

現 況						調整方針	備考
記載事項	中 条 町		黒 川 村				
1 納税義務者	1月1日現在、町内に所在する固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者 ・地方税法第342条・第343条・第359条 ・中条町税条例第41条		1月1日現在、村内に所在する固定資産（土地、家屋、償却資産）の所有者 ・地方税法第342条・第343条・第359条 ・黒川村税条例第41条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		
2 課税標準	1月1日現在における当該固定資産の価格 ・地方税法第349条・第349条の2 ・中条町税条例第49条		1月1日現在における当該固定資産の価格 ・地方税法第349条・第349条の2 ・黒川村税条例第49条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		
3 税率	1.4%（標準税率） ・地方税法第350条 ・中条町税条例第50条		1.4%（標準税率） ・地方税法第350条 ・黒川村税条例第50条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		
4 免税点	土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 ・地方税法第351条 ・中条町税条例第51条		土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円 ・地方税法第351条 ・黒川村税条例第51条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		
5 課税免除	主として公共のために使用する集会所、体育施設及びその敷地である土地 共有のバス待合所及びその敷地である土地 共同簡易水道機械小屋及びその敷地である土地 文化財保護法第69条第1項の規定により指定を受けた、奥山荘城館遺跡の区域内の土地で、町長が指定した土地 雇用・能力開発機構が所有する中条町勤労者総合福祉センター及び中条勤労者総合スポーツ施設 ・中条町税条例第42条		集落の集会の用に供する建物及び土地 財団法人越後胎内観音奉賛会がもつぱらその本来の用に供する境内の建物、境内地及び工作物 雇用・能力開発機構が所有する固定資産 ・黒川村税条例第42条		両町村の例をもとに調整し、合併時に統合する。		
6 減 免	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く） 町の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産 ・地方税法第367条 ・中条町税条例第59条		貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く） 村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産 ・地方税法第367条 ・黒川村税条例第59条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。		

現 況		調 整 方 針	備 考																
記載事項	中 条 町			黒 川 村															
7 納 期	第1期 4月16日から同月30日まで 第2期 7月16日から同月31日まで 第3期 9月16日から同月30日まで 第4期 11月16日から同月30日まで ・地方税法第362条 ・中条町税条例第55条	第1期 4月16日から同月30日まで 第2期 7月16日から同月31日まで 第3期 9月16日から同月30日まで 第4期 11月16日から同月30日まで ・地方税法第362条 ・黒川村税条例第55条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
8 過誤納金	賦課誤りに伴う過誤納還付金の遡及は5年まで ・地方税法第18条の3	賦課誤りに伴う過誤納還付金の遡及は5年まで ・地方税法第18条の3	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																
		財政への影響額 単位：千円																	
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td style="text-align: right;">1,817,810</td> <td style="text-align: right;">1,817,810</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td style="text-align: right;">280,624</td> <td style="text-align: right;">280,624</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">2,098,434</td> <td style="text-align: right;">2,098,434</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>		予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	1,817,810	1,817,810	0	黒川村	280,624	280,624	0	計	2,098,434	2,098,434	0	
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																
中条町	1,817,810	1,817,810	0																
黒川村	280,624	280,624	0																
計	2,098,434	2,098,434	0																
関係法令等			備考 平成15年度当初予算ベース																

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	2	軽自動車税
分科会	5	資産税分科会	調整項目	1	軽自動車税

中条町担当	税務課	資産税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
1 納税義務者	<p>軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第442条の2 ・ 中条町税条例第68条 	<p>軽自動車等（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車）の所有者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第442条の2 ・ 黒川村税条例第68条 	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
2 課税免除	<p>商品であって使用しない軽自動車等（自動車販売会社の保有する軽自動車等でナンバープレートの表示してないもの。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中条町税条例第69条 	<p>商品であって使用しない軽自動車等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 黒川村税条例第69条 	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
3 非課税	<p>国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団が、公用又は公共用に供するもの。</p> <p>日本赤十字社が、直接その本来の事業の用に供する救急用のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第443条 ・ 中条町税条例第68条、第68条の2 	<p>国及び非課税独立行政法人並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び地方開発事業団が、公用又は公共用に供するもの。</p> <p>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第443条 ・ 黒川村税条例第68条の2 	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	

記載事項	現 況				調 整 方 針	備 考																																																																
	中 条 町		黒 川 村																																																																			
4 税率	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">分 類</th> <th colspan="2">税 額 (年 額)</th> </tr> <tr> <th>中条町</th> <th>黒川村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td colspan="2">50 cc以下のもの</td> <td>1,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">90 cc以下のもの</td> <td>1,200 円</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">125 cc以下のもの</td> <td>1,600 円</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 輪以上 20 cc超 (ミニカー)</td> <td>2,500 円</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td colspan="2">2 輪のもの</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 輪のもの</td> <td>3,100 円</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4 輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700 円</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2 輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				分 類		税 額 (年 額)		中条町	黒川村	原動機付自転車	50 cc以下のもの		1,000 円	1,000 円	90 cc以下のもの		1,200 円	1,200 円	125 cc以下のもの		1,600 円	1,600 円	3 輪以上 20 cc超 (ミニカー)		2,500 円	2,500 円	軽自動車	2 輪のもの		2,400 円	2,400 円	3 輪のもの		3,100 円	3,100 円	4 輪以上のもの	乗用	営業用	5,500 円	5,500 円	自家用	7,200 円	7,200 円	貨物	営業用	3,000 円	3,000 円	自家用	4,000 円	4,000 円	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	2,400 円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円	1,600 円	その他のもの		4,700 円	4,700 円	2 輪の小型自動車		4,000 円	4,000 円	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
	分 類		税 額 (年 額)																																																																			
			中条町	黒川村																																																																		
	原動機付自転車	50 cc以下のもの		1,000 円	1,000 円																																																																	
		90 cc以下のもの		1,200 円	1,200 円																																																																	
		125 cc以下のもの		1,600 円	1,600 円																																																																	
		3 輪以上 20 cc超 (ミニカー)		2,500 円	2,500 円																																																																	
	軽自動車	2 輪のもの		2,400 円	2,400 円																																																																	
		3 輪のもの		3,100 円	3,100 円																																																																	
		4 輪以上のもの	乗用	営業用	5,500 円	5,500 円																																																																
				自家用	7,200 円	7,200 円																																																																
			貨物	営業用	3,000 円	3,000 円																																																																
				自家用	4,000 円	4,000 円																																																																
		専ら雪上を走行するもの		2,400 円	2,400 円																																																																	
	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円	1,600 円																																																																	
		その他のもの		4,700 円	4,700 円																																																																	
	2 輪の小型自動車		4,000 円	4,000 円																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第 444 条 ・ 中条町税条例第 70 条 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第 444 条 ・ 黒川村税条例第 70 条 																																																																				

現 況			調 整 方 針	備 考																									
記載事項	中 条 町	黒 川 村																											
5 賦課期日	4月1日 ・地方税法第445条 ・中条町税条例第71条	4月1日 ・地方税法第445条 ・黒川村税条例第71条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																										
6 納期	5月16日から5月31日まで ・地方税法第445条 ・中条町税条例第71条	5月16日から同月31日まで ・地方税法第445条 ・黒川村税条例第71条																											
7 減免	生活保護法の規定による生活扶助を受ける者が所有する軽自動車等。 公益のために直接専用する軽自動車等。 天災その他特別の事情がある場合において減免を必要とする軽自動車等。 身体に障害を有し歩行が困難な者又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等。(1台のみ) その構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車等。 ・地方税法第454条 ・中条町税条例第78条、第79条	公益のため直接専用するものと認める軽自動車等。 身体に障害を有し歩行が困難な者、又は精神に障害を有し歩行が困難な者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、若しくは精神障害者のために生計を一にする者又は常時介護する者が運転するもののうち村長が必要と認めるもの。 構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのもの。 ・地方税法第454条 ・黒川村税条例第78条 ・黒川村税条例第79条			両町村の例をもとに調整し、合併時に統一する。																								
関係法令等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">財政への影響額</th> <th>単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th colspan="2">影響額(増減)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>52,998</td> <td>52,998</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>12,555</td> <td>12,555</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>65,553</td> <td>65,553</td> <td colspan="2">0</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額				単位：千円		予算額	調整後見込額	影響額(増減)		中条町	52,998	52,998	0		黒川村	12,555	12,555	0		計	65,553	65,553	0	
財政への影響額				単位：千円																									
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																										
中条町	52,998	52,998	0																										
黒川村	12,555	12,555	0																										
計	65,553	65,553	0																										
備考 平成15年度当初予算ベース																													

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	3	特別土地保有税
分科会	5	資産税分科会	調整項目	1	特別土地保有税

中条町担当	税務課	資産税係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況			調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村		
1 納税義務者	取得後10年を経過していない土地の保有又は取得に対し、当該土地の所有者又は取得者。 ・地方税法585条 ・中条町税条例第118条	取得後10年を経過していない土地の保有又は取得に対し、当該土地の所有者又は取得者。 ・地方税法585条 ・黒川村税条例第118条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
2 課税標準	土地の取得価額 ・地方税法第593条 ・中条町税条例第121条	土地の取得価額 ・地方税法第593条 ・黒川村税条例第121条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
3 税率	保有分 1.4% 取得分 3.0% ・地方税法第594条 ・中条町税条例第122条	保有分 1.4% 取得分 3.0% ・地方税法第594条 ・黒川村税条例第122条	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
4 免税点	5,000㎡ ・地方税法第595条 ・中条町税条例123条	10,000㎡ ・地方税法第595条 ・黒川村税条例123条	新市が都市計画区域を有することから、5,000㎡とする。	
5 納税免除	非課税土地関係にかかる納税義務の免除等（地方税法601条） 特例譲渡（優良な宅地供給、公共事業を行う者の公共事業用地の代替地とされる土地若しくは土地開発公社等の公共事業用地の代替地とされる土地の譲渡）関係（地方税法602条） 形式的な所有権の移転関係（地方税法603条） 恒久的な利用に供するものとして定められた土地で、市町村長が認定したもの（地方税法603条の2）	非課税土地関係にかかる納税義務の免除等（地方税法601条） 特例譲渡（優良な宅地供給、公共事業を行う者の公共事業用地の代替地とされる土地若しくは土地開発公社等の公共事業用地の代替地とされる土地の譲渡）関係（地方税法602条） 形式的な所有権の移転関係（地方税法603条） 恒久的な利用に供するものとして定められた土地で、市町村長が認定したもの（地方税法603条の2）	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
6 徴収猶予	土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除（地方税法603条の2の2） 当該土地を一定期間（5年以内、止むを得ない場合には1回に限り、5年以内で延長を認める）内に恒久的な建物等の用に供する土地として保有する計画があり、かつ市町村長が認定したときは徴収を猶予。 猶予期間内に恒久的な建物等が完成したについて市町村長の確認を受けた場合は、猶予期間に係る納税義務を免除。	土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除（地方税法603条の2の2） 当該土地を一定期間（5年以内、止むを得ない場合には1回に限り、5年以内で延長を認める）内に恒久的な建物等の用に供する土地として保有する計画があり、かつ市町村長が認定したときは徴収を猶予。 猶予期間内に恒久的な建物等が完成したについて市町村長の確認を受けた場合は、猶予期間に係る納税義務を免除。	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	

		現 況		調 整 方 針	備 考
記載事項	中 条 町	黒 川 村			
7 審議会	なし(平成15年4月1日、中条町特別土地保有税審議会条例を廃止)	なし		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
8 賦課	平成15年度より新たな課税は停止 ・ 地方税法附則第31条	平成15年度より新たな課税は停止 ・ 地方税法附則第31条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
9 減免	公益のために直接専用する土地 当該土地の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの ・ 地方税法第605条の2 ・ 中条町税条例第126条の2	公益のために直接専用する土地 当該土地の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの ・ 地方税法第605条の2 ・ 黒川村税条例第126条の2		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
10 納期	申告納付 ・ 保有分 1月1日現在基準面積以上の土地の所有者 その年の5月31日 ・ 取得分 1月1日前1年以内(前年の1月1日から12月31日までの間)における基準面積以上の土地の取得者 その年の2月末日 7月1日前1年以内(前年の7月1日からその年の6月30日までの間)における基準面積以上の土地の取得者 その年の8月31日 ・ 地方税法第599条 ・ 中条町税条例126条	申告納付 ・ 保有分 1月1日現在基準面積以上の土地の所有者 その年の5月31日 ・ 取得分 1月1日前1年以内(前年の1月1日から12月31日までの間)における基準面積以上の土地の取得者 その年の2月末日 7月1日前1年以内(前年の7月1日からその年の6月30日までの間)における基準面積以上の土地の取得者 その年の8月31日 ・ 地方税法第599条 ・ 黒川村税条例第126条		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
11 過誤納金	賦課誤りに伴う過誤納還付金の遡及は5年まで ・ 地方税法第18条の3	賦課誤りに伴う過誤納還付金の遡及は5年まで ・ 地方税法第18条の3		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
関係法令等	地方税法(昭和25年・法律第226号) (特別土地保有税の免税点) 第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域(第一号の市にあつては、当該市の区の区域)内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日に所有する土地(第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあつてはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(当該土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の合計面積が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあつてはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積(以下本節において「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。 一 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域 2,000㎡ 二 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く。) 5,000㎡ 三 その他の市町村の区域 10,000㎡				

行政制度調整表

専門部会	2	財政部会	分類	3	督促
分科会	6	収納分科会	調整項目	1	督促手数料

中条町担当	税務課	徴収係		
黒川村担当	企画財政課	税務係		

現況		調整方針	備考																				
記載事項	中条町			黒川村																			
1 督促手数料	<ul style="list-style-type: none"> 納税者が納期限までに完納しない場合においては、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。 督促状を発した場合においては、手数料を徴収することができる。 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 納税者が納期限までに完納しない場合においては、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。 督促状を発した場合においては、手数料を徴収することができる。 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。 	両町村で差異がないため、現行のとおりにする。																				
関係法令等	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第329条及び第330条（市町村民税） 地方税法第371条及び第372条（固定資産税） 地方税法第457条及び第458条（軽自動車税） 中条町税条例第11条 中条町督促手数料及び延滞金徴収条例 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税法第329条及び第330条（市町村民税） 地方税法第371条及び第372条（固定資産税） 地方税法第457条及び第458条（軽自動車税） 黒川村税条例第11条 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>542</td> <td>542</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>115</td> <td>115</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>657</td> <td>657</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	542	542	0	黒川村	115	115	0	計	657	657	0
財政への影響額		単位：千円																					
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																				
中条町	542	542	0																				
黒川村	115	115	0																				
計	657	657	0																				